

# 地域医療介護総合確保基金区分6 について

## 勤務医の労働時間短縮の推進 (地域医療介護総合確保基金 事業区分VI)

令和4年度予算:9,533百万円(公費1,433億円)  
 (令和3年度予算額9,533百万円(公費1,433億円))  
 ※地域医療介護総合確保基金(医療分)1,029億円の内数

勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。

⇒ 医療機関が行う事業に対し都道府県が補助を実施

### 地域医療勤務環境改善体制整備事業

#### 補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。



< 具体的な要件 (いずれか満たす) >

- ① 救急用の自動車等による搬送件数が年間1000件以上2000件未満
- ② 救急搬送件数が年間1000件未満のうち、
  - ・ 夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な役割がある医療機関
  - ・ 離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、
  - ・ 周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関
  - ・ 脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関で、一定の実績を有するなど、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関



連続勤務時間制限・勤務間インターバル、面接指導等に取り組み、かつ労働時間短縮計画を定めるなどを条件に交付する。

#### 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組

医療機関において医師の労働時間短縮計画を策定し、勤務環境改善の体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・ 勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・ 当直明けの勤務負担の緩和
- ・ 複数主治医制の導入
- ・ 女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・ タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・ これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



#### 補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助。

#### 補助基準額

最大使用病床数 × 133千円  
 ※20床未満の場合は20床として算定。

令和4年度より、  
稼働病床数⇒最大使用病床数

## 地域医療介護総合確保基金（区分6）

医師の勤務環境改善に資する取組に対して、ハード（勤怠管理システム導入費等）・ソフト（非常勤医師人件費等）の両面で補助するもの。

### 交付対象者（概略）

- ・ 救急実績が1,000件～2,000件
- ・ 周産期医療、小児救急等を提供

等の要件のいずれかを満たし、**地域医療において役割**がある

+

**B水準、連携B水準相当の医師を有し、又は雇用する予定(※)で、時短計画策定・勤務間インターバルの設定等に取り組んでいる**

**※法施行後、結果が予定と異なったとしても、補助金を返還することにはなりません。予定があれば申請できます。**

**！注意！**

**診療報酬の地域医療体制確保加算を取得している場合は、対象外。**

**救急搬送件数が、**

**年間で2000件未満**



**基金区分Ⅵの対象の  
可能性有**

**年間で2000件以上**



**基金区分Ⅵ**対象外**  
(診療報酬で対応)**

## 対象経費：資産形成経費（ハード面）

補助率	補助内容	例
10分の9	ICT等費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステム</li> <li>・AI問診システム</li> <li>・カルテの自動音声入力システム</li> <li>・勤怠管理システム等の導入</li> </ul>
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用	医師等の休憩環境の整備に要する費用

## 対象経費：その他経費（ソフト面）

補助率	補助内容	例
10 分 の 10	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者に必要な研修の受講料
	改善支援アドバイス費用	勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等の導入経費
	タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職に係る人件費

※診療報酬により、医師事務作業補助体制加算、看護補助加算を取得している場合、重複して補助を受けることはできません。

## 実際の補助例

- ・ 勤怠管理システム導入費
- ・ 非常勤医師人件費（外来・手術・当直等）
- ・ 医局、当直室の整備・改修費（ベッド、椅子、Wi-Fiの設置）

過去の利用実績

R2年度	1 医療機関、1,862万円
R3年度（見込）	5 医療機関、1億7,028万9,000円

## 「等」には何が含まれる？

例えば、

- ・ 勤務実態を把握するためにかかる各医師の負担を軽減したい…
- ・ 時短計画作成のため、専門的な知識を持つ者を雇用したい…

**⇒非常勤事務職員の人件費も補助できます。お気軽にお問い合わせください！**

## 補助基準額

- ・ 前年度病床機能報告の  
**最大使用病床数 × 133千円**

## R4年度補助事業スケジュール（予定）

年	時期	対応
R4	11~12月(予定)	医療機関から県へ申請書提出
R5	1月	県から医療機関へ交付決定通知
	3月末まで	医療機関は納品等の手続を完了させ、実績報告を県に提出
	4月以降	実績報告確認後、補助額の確定・支出

近日中に、  
申請意向を表明している  
医療機関へ  
申請受付開始通知予定

※意向がある場合は早急に御連絡ください。

問合せ先：神奈川県 健康医療局 医療課

(電話) 045-210-4877

(メール) [ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp)



## (参考) 診療報酬 「地域医療体制確保加算」 (国管轄)

(令和2年度新設 520点⇒**令和4年度改訂 620点**)

(医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進)

### 条件

- ①「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること
- ②救急搬送件数 年2,000件以上 (R3:県内65病院程度) 等の条件を満たすこと

### POINT!

県補助事業との併用は不可。(診療報酬を受けている部分は申請できない)

**発表は、以上となります。**